

改 正 後	改 正 前
<p>（人体における比吸収率の許容値）</p> <p>第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）の無線設備（以下この項において「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下この項において「複数電波」という。）を放射する機能を有する場合にあつては、複数電波）の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット</p>	<p>（人体頭部における比吸収率の許容値）</p> <p>第十四条の二</p>

(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

一 対象無線設備から発射される電波の平均電力(複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、当該機能により発射される複数の電波の平均電力の和に相当する電力)が二〇ミリワット以下の無線設備

二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

2 | 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。)の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするも

イ・ロ (略)

二 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星データ通信を行う携帯基地地球局及び携帯移動地球局の無線設備で一四八MHzを超え一五〇・〇五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。

イゝハ (略)

下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合すること。

イ・ロ (略)

二 非静止衛星(対地静止衛星以外の人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星データ通信を行う携帯基地地球局及び携帯移動地球局の無線設備で一四八MHzを超え一五〇・〇五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。

イゝハ (略)

改正後	改正前
<p>（技術基準適合証明の審査等）</p> <p>第六条 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録証明機関は、次の各号のいずれかに該当する <u>特定無線設備</u> についての技術基準適合証明に関しては、当該特定無線設備の技術基準適合証明を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。</p> <p>一 <u>適合表示無線設備の工事設計に基づく特定無線設備</u></p> <p>二 <u>適合表示無線設備</u> について変更の工事を行った <u>特定無線設備</u></p> <p>三 <u>設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの</u></p> <p>4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ</p>	<p>（技術基準適合証明の審査等）</p> <p>第六条 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録証明機関は、次の各号のいずれかに該当する <u>工事設計に基づく特定無線設備又は当該特定無線設備について変更の工事を行ったもの</u> についての技術基準適合証明に関しては、当該特定無線設備の技術基準適合証明を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。</p> <p>一 <u>技術基準適合証明を受けた特定無線設備の工事設計</u></p> <p>二 <u>法第三十八条の二十四第一項の工事設計認証に係る特定無線設備の工事設計</u></p> <p>三 <u>法第三十八条の三十一第五項の工事設計認証に係る特定無線設備の工事設計</u></p> <p>四 <u>法第三十八条の三十三第三項第二号の技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備の工事設計</u></p> <p>4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ</p>

つては、その代表者の氏名

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種類別

三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称

四 技術基準適合証明番号

五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

七 技術基準適合証明をした年月日

5・6 (略)

7 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

8・9 (略)

(工事設計認証の審査等)

第十七条 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 (略)

3 登録証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての工事設計認証に関しては、当該工事設計認証を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。

つては、その代表者の氏名

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種類別

三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称

四 技術基準適合証明番号

五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 技術基準適合証明をした年月日

5・6 (略)

7 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

8・9 (略)

(工事設計認証の審査等)

第十七条 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 (略)

3 登録証明機関は、第六条第三項各号のいずれかに該当する工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備についての工事設計認証に関しては、当該工事設計認証を確実にすることができる場合に限り、第一項の規定にかかわら

- 一 適合表示無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備
- 二 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの
- 4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種類別
- 三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
- 四 工事設計認証番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨
- 七 工事設計認証をした年月日
- 5・6 (略)
- 7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8
10 (略)

ず、その審査の一部を省略することができる。

- 4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種類別
- 三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
- 四 工事設計認証番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 工事設計認証をした年月日
- 5・6 (略)
- 7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8
10 (略)

(技術基準適合証明の審査等)

第二十五条 承認証明機関は、その承認に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 (略)

3 承認証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての技術基準適合証明に関しては、当該特定無線設備の技術基準適合証明を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。

一 適合表示無線設備(法第三十八条の三十五の規定により表示が付けられているものを除く。以下この項及び第三十三条第三項各号において同じ。)の工事設計に基づく特定無線設備

二 適合表示無線設備について変更の工事を行ったもの

三 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(技術基準適合証明の審査等)

第二十五条 承認証明機関は、その承認に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 (略)

3 承認証明機関は、次の各号のいずれかに該当する工事設計に基づく特定無線設備又は当該特定無線設備について変更の工事を行ったものについての技術基準適合証明に関しては、当該特定無線設備の技術基準適合証明を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。

一 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の工事設計

二 法第三十八条の二十四第一項の工事設計に係る特定無線設備の工事設計

三 法第三十八条の三十一第五項の工事設計に係る特定無線設備の工事設計

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別	三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称	四 技術基準適合証明番号	五 電波の型式、周波数及び空中線電力	六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	七 技術基準適合証明をした年月日	5・6 (略)	7 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。	8・9 (略)	(工事設計認証の審査等)	第三十三条 承認証明機関は、その承認に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。	2 (略)	3 承認証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての工事設計認証に関しては、当該工事設計認証を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。
-------------------------	-----------------------------	--------------	--------------------	---	------------------	---------	---	---------	--------------	--	-------	---

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別	三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称	四 技術基準適合証明番号	五 電波の型式、周波数及び空中線電力	六 技術基準適合証明をした年月日	5・6 (略)	7 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。	8・9 (略)	(工事設計認証の審査等)	第三十三条 承認証明機関は、その承認に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。	2 (略)	3 承認証明機関は、第六条第三項各号のいずれかに該当する工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備についての工事設計認証に関しては、当該工事設計認証を確実にすることができる場合に限り、第一項の規定にかかわら
-------------------------	-----------------------------	--------------	--------------------	------------------	---------	---	---------	--------------	--	-------	--

<p>一 適合表示無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備</p> <p>二 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの</p> <p>4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種類</p> <p>三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称</p> <p>四 工事設計認証番号</p> <p>五 電波の型式、周波数及び空中線電力</p> <p>六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨</p> <p>七 工事設計認証をした年月日</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>ず、その審査の一部を省略することができる。</p> <p>4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種類</p> <p>三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称</p> <p>四 工事設計認証番号</p> <p>五 電波の型式、周波数及び空中線電力</p> <p>六 工事設計認証をした年月日</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。</p> <p>8・9 (略)</p>
--	---

(検証等)

第三十九条 製造業者又は輸入業者は、法第三十八条の三十三第二項の技術基準適合自己確認（以下「技術基準適合自己確認」という。）を行おうとするときは、別表第五号に定めるところにより検証を行わなければならない。

2～11 (略)

12 法第三十八条の三十三第六項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 届出業者の氏名又は名称
- 二 特別特定無線設備の種別
- 三 特別特定無線設備の型式又は名称
- 四 届出番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

七 法第三十八条の三十三第三項の届出の年月日

13 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

(検証等)

第三十九条 製造業者又は輸入業者は、法第三十八条の三十三第二項の技術基準適合自己確認（以下「技術基準適合自己確認」という。）を行おうとするときは、別表第五号に定めるところにより検証を行わなければならない。

2～11 (略)

12 法第三十八条の三十三第六項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 届出業者の氏名又は名称
- 二 特別特定無線設備の種別
- 三 特別特定無線設備の型式又は名称
- 四 届出番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 法第三十八条の三十三第三項の届出の年月日

13 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

置 装 信 送		一 装 置	
收 率	比 吸	二 試 験 項 目	
装 置 測 定	收 率 比 吸	三 測 定 器 等	
（ 略 ）	（ 略 ）	四 特 定 無 線 設 備 の 種 別	
15	○注	第 二 條 第 一 項 第 十 號 の 無 線 設 備	
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	
15	○注	第 二 條 第 一 項 第 十 號 の 三 の 無 線 設 備	
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	
15	○注	第 二 條 第 一 項 第 四 十 九 號 の 無 線 設 備	
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	
15	○注	第 二 條 第 一 項 第 五 十 三 號 の 無 線 設 備	
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

置 装 信 送		一 装 置	
收 率	比 吸	二 試 験 項 目	
装 置 測 定	收 率 比 吸	三 測 定 器 等	
（ 略 ）	（ 略 ）	四 特 定 無 線 設 備 の 種 別	
（ 略 ）	（ 略 ）	第 二 條 第 一 項 第 十 號 の 無 線 設 備	
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	
（ 略 ）	（ 略 ）	第 二 條 第 一 項 第 十 號 の 三 の 無 線 設 備	
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	
（ 略 ）	（ 略 ）	第 二 條 第 一 項 第 四 十 九 號 の 無 線 設 備	
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	
（ 略 ）	（ 略 ）	第 二 條 第 一 項 第 五 十 三 號 の 無 線 設 備	
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

	(略)																		
受	(略)																		
信	(略)																		
装	(略)																		
置	(略)																		

注1～14 (略)

15 設備規則第十四条の二第一項本文又は第二項本文の規定が適用されるものに限る。

16～21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

別表第二号 工事設計書の様式 (別表第一号一(1)関係)
(別添1参照)

様式第5号(第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

技術基準適合証明等報告書		年 月 日
総務大臣 殿	郵便番号	
	住 所	
	(ふりがな)	

	(略)																		
受	(略)																		
信	(略)																		
装	(略)																		
置	(略)																		

注1～14 (略)

15 設備規則第十四条の二第一項各号に規定するものを除く。

16～21 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)

別表第二号 工事設計書の様式 (別表第一号一(1)関係)
(別添2参照)

様式第5号(第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

技術基準適合証明等報告書		年 月 日
総務大臣 殿	郵便番号	
	住 所	
	(ふりがな)	

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号
登録番号

第38条の6第2項
第38条の24第3項において準用する同法第38条の6第2項の規
電波法第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第2項
定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定無線設備の技術基準適合証明

技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称	技術基準適合証明を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種類	技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称	技術基準適合証明番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	設備規則第14条の2第1項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	技術基準適合証明をした年月日

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号
登録番号

第38条の6第2項
第38条の24第3項において準用する同法第38条の6第2項の規
電波法第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第2項
定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定無線設備の技術基準適合証明

	技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称	技術基準適合証明を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種類	技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称	技術基準適合証明番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	技術基準適合証明をした年月日

2 特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けた者の氏名又は名称	工事設計認証を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	工事設計に係る無線設備の種類	工事設計に係る無線設備の型式又は名称	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	設備規則第14条の2第1項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	工事設計認証をした年月日

注1 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合証明又は工事設計認証したものについてそれぞれ期間経過後2週間以内に報告すること。

- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

2 特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けた者の氏名又は名称	工事設計認証を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	工事設計に係る無線設備の種類	工事設計に係る無線設備の型式又は名称	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	工事設計認証をした年月日

注1 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合証明又は工事設計認証したものについてそれぞれ期間経過後2週間以内に報告すること。

- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書				
1	通 信 方 式			
2	(1)定 格 出 力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3)発 振			
	(4)変 調			
	(5)製 造 者 名 等	製造者名	型式又は名称	製造番号
3	空 中 線		(1) 型 式 及 び 構 成	(2) 利 得
4	附 属 装 置 等 の 種 類 及 び 型 式 又 は 名 称			
5	そ の 他 の 工 事 設 計			
6	添 付 図 面 等 無線設備系統図			
7	参 考 事 項 無線設備の型式又は名称			

短

辺

(日本工業規格A列4番)

注1～9 (略)

10 5の欄は、次によること。

(1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

(2) 1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

11 6の欄は、次によること。

(1)～(3) (略)

(4) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

(5) 設備規則第14条の2第2項に規定する人体頭部における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。

12 (略)

第二 (略)

第三 (略)

第四 (略)

第五 (中略) 携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書					
1 通 信 方 式					
送 信 機	(1)定 格 出 力		(2)発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	(3)発 振		(4)変 調		
	(5)最 大 電 力 密 度				
	(6)高 周 波 濾 過 器				
	(7)製 造 者 名 等	製造者名	型式又は名称	製造番号	
3 受信機の受信可能な電波の型式及び周波数の範囲					
4 空 中 線 系	(1) 型 式 及 び 構 成	(2) 利 得	(3) 周 波 数		
	(4) 偏 波 面	(5) 給 電 線 損 失 等			
5 衛星追尾装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	6 インターロック装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	7 自動停波装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8 附属装置等の種類及び型式又は名称					
9 その他の工事設計					
10 添 付 図 面 等		(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図			
11 参 考 事 項		無線設備の型式又は名称			

短

辺

(日本工業規格A列4番)

注1~14 (略)

15 9の欄は、次によること。

(1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

(2) 1の欄から8の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1)・(2) (略)

(3) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）に記載した資料を添付すること。

(4) 設備規則第14条の2第2項に規定する人体頭部における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。

17 (略)

第六 (略)

第一 第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書				
1	通 信 方 式			
送 信 機	(1)定 格 出 力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3)発 振			
	(4)変 調			
	(5)製 造 者 名 等	製造者名	型式又は名称	製造番号
3	空 中 線		(1) 型 式 及 び 構 成	(2) 利 得
4	附 属 装 置 等 の 種 類 及 び 型 式 又 は 名 称			
5	そ の 他 の 工 事 設 計			
6	添 付 図 面 無線設備系統図			
7	参 考 事 項 無線設備の型式又は名称			

短

辺

(日本工業規格A列4番)

注1～9 (略)

10 5の欄は、1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

11 6の欄は、次によること。

(1)～(3) (略)

(4) 人体頭部における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。

12 (略)

第二 (略)

第三 (略)

第四 (略)

第五 (中略) 携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書					
1	通 信 方 式				
送 信 機	(1)定 格 出 力		(2)発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	(3)発 振		(4)変 調		
	(5)最大電力密度				
	(6)高周波濾過器				
	(7)製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号	
3	受信機の受信可能な電波の型式及び周波数の範囲				
4 空 中 線 系	(1) 型式及び構成		(2) 利 得	(3) 周 波 数	
	(4) 偏波面		(5) 給電線損失等		
5	衛星追尾装置	□有 □無	6	インターロック装置	□有 □無
7	自動停波装置		□有 □無		
8	附属装置等の種類及び型式又は名称				
9	その他の工事設計				
10	添 付 図 面		(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図		
11	参 考 事 項		無線設備の型式又は名称		

短

辺

(日本工業規格A列4番)

注1~14 (略)

15 9の欄は、1の欄から8の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

16 10 の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1)・(2) (略)

(3) 人体頭部における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。

17 (略)

第六 (略)